

# 文京区地域防災計画(令和6年度修正)



【素案】

主なポイント



# 大規模地震が起きたら…

## 文京区の被害想定

区分		単位	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
地震の規模			M7.3	
発生季節			冬	
風速			8m/s	
時刻			夕方	
震度別	震度6弱	%	95.2%	94.5%
面積率	震度6強	%	4.8%	5.5%
建物棟数		棟	36,191	36,191
建物被害	建物全壊	棟	468	512
	建物半壊	棟	2,461	2519
火災	出火件数	件	5	6
	焼失棟数(倒壊建物を含む。)	棟	137	127
人的被害	死者	人	29	31
	負傷者(うち重傷者)	人	1,073(164)	1,176(180)
その他	避難者数	発生数	39,160	40,163
		避難所避難者数	26,107	26,775
		避難所外避難者数	13,053	13,388
	帰宅困難者	人	139,195	139,195
	都内滞留者数	人	396,041	396,041
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	台	534	528

※ 2種類の被害想定のうち、値が大きい項目に網掛け

※ 被害想定は、東京都が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」から作成

## 計画の前提

文京区での被害が最大となる「**都心南部直下地震**」及び「**多摩東部直下地震**」を前提条件に設定し、いずれのケースにも対応できる計画とする。

- 区内の**約95%**が**震度6弱**
- 建物被害(全壊・半壊)が**約3,000棟**
- 負傷者が**1,000人以上**
- 帰宅困難者は、**約140,000人**
- 閉じ込めにつながり得るエレベーターは、**500台以上**
- 避難所への避難者は、**26,000人以上**

## 身の回りで起こり得る被害の様相(定性的な被害シナリオ)

インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き

- 発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が発生
- 被害が甚大な場合は、その復旧が長期化

救出救助機関等による応急対策活動の展開

- 建物倒壊などにより、至るところで道路が閉塞
- 救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれ
- 隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない

住み慣れた自宅等での避難生活

- 建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性
- 排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる
- ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、住み慣れた自宅にとどまることができる

避難所での避難

- 避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱
- 物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど、様々な課題が発生

帰宅困難者を取り巻く状況

- 携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生
- 帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が発生

## 文京区の避難パターン

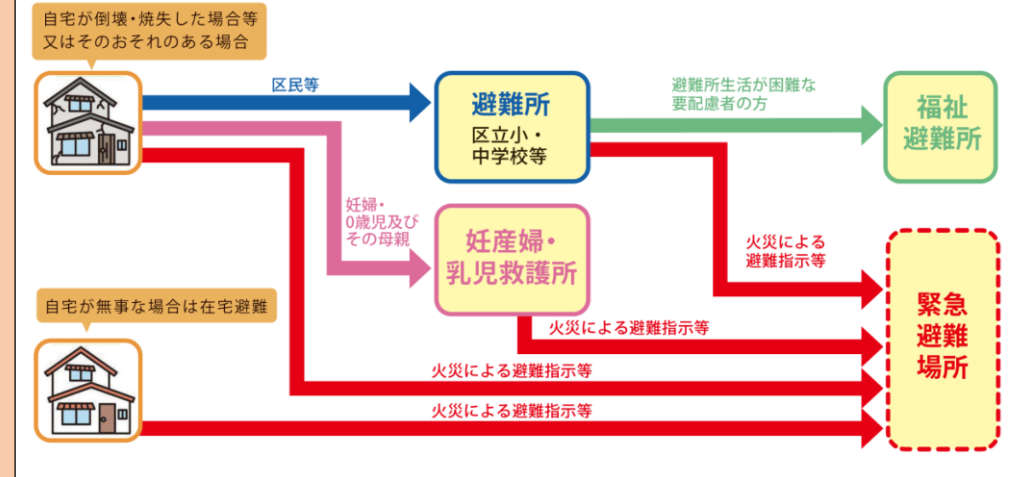
自宅の損傷が少ない場合は、**在宅避難を推奨**

### 避難所における課題

避難所では、**避難スペースの不足**や**物資の不足**、**衛生環境の悪化による感染症リスク**等、様々な課題が発生する可能性がある。



### 基本的な避難のパターン



### 避難者の発生数

都の被害想定では、文京区で**約40,000人**の避難者が発生し、そのうち、**26,000人**を超える避難者が避難所に避難すると想定

### 避難所の基本情報

- 避難所(区立小中学校等 33か所)  
食料や毛布等が備蓄されており、一時的に生活ができる施設
- 妊産婦・乳児救護所(区内大学 4か所)  
妊婦や0歳児及びその母親に必要な物資が備蓄されており、一時的に生活ができる施設
- 福祉避難所(区内福祉施設 25か所)  
避難所での生活に支障が生ずるなど、特別な配慮を必要とする方(高齢者や障害者の方等)を対象に開設する二次的な避難所
- 緊急避難場所(東京大学、後楽園一帯、護国寺一帯等 7か所)  
火災等の危険から一時的に身を守るための避難場所

# 減災目標の達成に向けて

## 減災目標

2030年(令和12年度)までに、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震による人的・物的被害を半減する。

これまでに区で推進してきた防災施策の取組状況や社会環境の変化等を踏まえ、「第2編 震災対策」に掲げる10の施策ごとに、減災目標を達成するための主な対策を整理

## 第2編 震災対策に掲げる10の施策

- ① 区民と地域の防災力向上【P35～】
- ② 安全な都市づくりの実現【P50～】
- ③ 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【P74～】
- ④ 応急対応力の強化【P95～】
- ⑤ 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化【P119～】
- ⑥ 医療救護・保健等対策【P130～】
- ⑦ 帰宅困難者対策【P147～】
- ⑧ 避難者対策【P160～】
- ⑨ 物流・備蓄・輸送対策の推進【P187～】
- ⑩ 住民の生活の早期再建【P198～】

## 第2編 震災対策

本編では10の施策を掲載しているが、次ページから、特に区民等に身近な「第1章 区民と地域の防災力向上」、「第8章 避難者対策」、「第10章 住民の生活の早期再建」に焦点を当て、主な項目を抜粋

## 第1章 区民と地域の防災力向上(P35～)

### 現状及び課題

○過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって、多くの命が救われているため、災害時における自助・共助は重要

○本区の住宅の建て方別割合(平成30年)は、中高層共同住宅(3階以上)が約75%となっており、今後も増加予想

○都の被害想定においても、区内で閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止が500台以上発生すると予想されており、災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策等、中高層共同住宅特有のリスクに対する対策の強化も重要

○本章では、自助・共助の担い手となる区民や地域、事業者、ボランティア、消防団等による取組を定めており、これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強化し、自助、共助による区民及び地域の防災力の向上を推進していくことが必要

## 具体的な対策

### ①区民による自助の備え

○区民は、自らの生命は自らが守る（自助）のために必要な防災対策（食料等の備蓄や出火防止対策、適切な情報収集方法の確認等）を推進



### ②防災意識の啓発

○防災関係機関は、全ての年代に対し、継続的で総合的な防災教育・防災訓練等を実施し、区民等の防災意識の啓発を推進



### ③区民防災組織等の防災力向上

○区民防災組織等は、地域住民や中高層共同住宅等と連携した防災訓練を実施  
○防災関係機関は、区民防災組織等の主体的な防災活動を支援するとともに、災害時に周囲をけん引する地域のリーダーを育成

### ④マンション防災における自助・共助の構築

○区は、中高層共同住宅が実施する防災訓練にかかる経費の助成や、防災士資格の取得を支援  
○新たに建設される一定規模以上の中高層建築物に対し、防災備蓄倉庫やマンホールトイレ設備の設置を促進

### ⑤事業所による自助・共助の強化

○区は、事業者が事業活動への被害の最小化と事業継続を図るため、BCPの策定を支援  
○事業所は、利用者の保護にかかる計画や、食料等の非常用品の備蓄等の各種対策を実施



## 第8章 避難者対策(P160～)

### 現状及び課題

- 文京区の避難所生活者数は26,000人を超え、区の人口の約11%に相当
- 避難所では収容人数に限界があるほか、物資の不足や衛生環境の悪化、感染症のまん延などのリスクもあるため、自宅の損傷や倒壊の危険性が少ない場合の避難行動としての「在宅避難」が有効
- 区は、平常時から在宅避難についての積極的な周知啓発に加え、在宅避難している被災者の状況把握や備蓄物資の配給方法等の支援体制の整備が必要
- 避難所は、災害時に自宅が倒壊又はそのおそれがある等の被害を受けた被災者の生活場所となることから、避難所の環境は、可能な限り日常に近い生活を送ることができるような整備が必要
- 避難行動要支援者が適切な避難行動がとれるよう、関係機関と連携の上、避難支援体制の整備の推進が必要
- 避難者の中には、平常時においても生活のしづらさを抱える区民が含まれること、そうした区民が災害前の生活に戻るためには様々な支援を必要とすることから、災害ケースマネジメントの考え方を取り入れ、伴走型の支援体制を構築していくことが必要



## 具体的な対策

### ①在宅避難の推進

○日頃から、区民等に対して、**在宅避難の周知啓発**に取り組むとともに、**各家庭での備蓄やライフライン機能の確保**等の対策を強化



【啓発リーフレット】

### ②避難行動要支援者対策

○区は、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を的確に行うため、**個別避難計画を作成**  
○避難支援等関係者等と連携し、**避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練**等の実施

### ③避難所等の整備

○区は、高齢者や障害者等の**要配慮者**に対応した物資や感染症に必要な物資等を備蓄  
○**男女双方の視点や子ども、LGBTQ等当事者に配慮した避難所運営**を確保

### ④ICT技術等の活用

○区は、避難所等における受付の電子化等、**災害時における業務の効率化**に向け、**ICT技術等の活用**を検討



### ⑤愛護動物の同行避難の体制整備

○区は、飼い主に対する**ペットの同行避難**についての周知を行うほか、**避難所における動物の飼養場所確保**のために必要な物資の備蓄等、同行避難の体制を整備

## 第10章 住民の生活の早期再建(P198～)

### 現状及び課題

○大規模な震災が発生した場合は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となる被災証明書の発行手続や、震災に伴い発生する大量の災害廃棄物への対応等を迅速かつ的確に実施していくことが重要

○被災者の生活再建に必要な情報等を的確に提供していくとともに、災害ケースマネジメントの考え方にに基づき、支援を必要とする被災者に対して、関係機関が連携して被災者自らの意思決定によって生活再建に取り組むことができるよう、様々な支援制度を活用し、見守りや継続した相談等の伴走型の支援体制を構築していくことが重要

災害ケースマネジメントとは…

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組

## 具体的な対策

### ①二次被害防止のための事前準備

○余震等による被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、**応急危険度判定**の実施体制を整備

○宅地の危険度を判定し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害の防止を図るため、**被災宅地危険度判定**の実施体制を整備

### ②り災証明書交付に向けた実施体制の整備

○区は、住家被害認定調査や、り災証明書の交付事務手続等に関する**職員研修や訓練**を実施

○**消防署等の関係団体との連携**を図り、り災証明書の交付に向けた実施体制を整備

### ③災害ケースマネジメントによる被災者支援の整備

○区は、**被害のあった地域の実情及び被災者の個別な事情や状況**等に応じた災害ケースマネジメント等の**被災者支援の仕組みを整備**



### ④災害廃棄物処理体制の構築

○区は、収集した災害廃棄物の**仮置場の候補地の確保**等について検討するとともに、災害時に必要な**資機材等の検討**など、災害廃棄物処理体制を構築

## 震災対策におけるその他の施策

1章、8章、10章以外の各施策の概要については、以下のとおり

### 2章 安全な都市づくりの実現

建築物の耐震化や不燃化、崖等の整備、出火、延焼等の防止等に関する各種対策を掲載【P50～】

### 3章 安全な交通ネットワーク 及びライフライン等の確保

区民生活や都市機能を支える道路や橋梁等の交通ネットワークやライフライン、エネルギー(電力)等の確保等の各種対策を掲載【P74～】

### 4章 応急対応力の強化

区の応急対応力の強化や、警察署、消防署における消火・救助・救急活動体制の整備等の各種対策を掲載【P95～】

### 5章 情報収集態勢の確立及び 情報通信体制の強化

災害情報システムや防災行政無線等の整備や、区民等への災害情報の伝達等の各種対策を掲載【P119～】

### 6章 医療救護・保健等対策

初動医療体制や医薬品・医療資器材の確保、供給等の各種対策を掲載【P130～】

### 7章 帰宅困難者対策

事業者における従業員の一斉帰宅の抑制や備蓄の確保、帰宅困難者一時滞在施設の確保等の各種対策を掲載【P147～】

### 9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

物資の備蓄や調達手段の確保、地域内輸送拠点の開設・運営体制の整備等の各種対策を掲載【P187～】

## 区の重点目標の設定

### 計画修正に当たっての重点項目

○災害対策には、過去の災害からの教訓や新たな被害想定等を踏まえ、区及び防災関係機関、区民、事業者がそれぞれの持てる能力を發揮し、**「自助」、「共助」、「公助」による災害対応力を高め**、連携していくことが必要

○計画の修正に当たって、これまで進めてきた取組に加え、社会環境の変化等により顕在化した課題にも対応するため、**特に重点的に取り組む課題として7つの項目を設定**し、分野横断的な基本認識の下、今後の防災対策を充実・強化

#### ① 在宅避難の推進

○建物の耐震化や不燃化に加え、**各家庭での生活維持に必要な機能の確保等の対策を強化**  
○在宅避難を含む避難所外避難者を支援する仕組みを構築

#### ② 中高層建築物の防災対策

○中高層建築物における主体的な防災活動を促進  
○災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策やトイレ対策等、**中高層共同住宅特有のリスクを捉え、実情に応じた防災対策を推進**

#### ③ 自助・共助の意識の醸成

○町会・自治会の区民防災組織や避難所運営協議会、事業者等による**住民主体の防災活動を促進**  
○防災活動の中心的役割を担う**人材の育成・活用**を図ることで、地域防災力を向上

#### ④ 要配慮者や女性等への対応

○避難行動要支援者の支援体制を充実  
○災害時における**要配慮者や女性、LGBTQ当事者等への対応を強化**

#### ⑤ 避難所環境の改善・充実

○避難生活環境の改善充実に必要な備蓄物資等の配備を進めるほか、避難スペースの確保や安全対策などにより、**避難所の環境を改善**  
○限られた環境の中で、発災時における様々な状況を想定した、**実効性の高い避難所訓練等を実施**

#### ⑥ 帰宅困難者対策

○事業者による一斉帰宅の抑制や関係機関と連携した駅前滞留者の分散帰宅等、**帰宅困難者の発生抑制への取組を実施**  
○帰宅困難者の一時滞在施設の更なる**確保と的確な運営**に向け、受入施設の事業者等との連携を促進

#### ⑦ ICT技術等を活用した災害対応業務の最適化

○都や民間事業者等と連携しながら、**災害対策に有効なICTの活用により、災害対応業務を最適化**



# 風水害、南海トラフ地震等への対策

## 第3編 風水害対策(P228～)

### 風水害の基本情報

#### ○想定雨量

本計画では、24時間総雨量690mm、最大1時間降雨量153mmを想定雨量の最大値とする。

#### ○浸水予想区域等

区内では、神田川及び荒川の氾濫や、高潮の影響による神田川の氾濫、下水道の溢水による浸水が予想される。

#### ○土砂災害警戒区域等

区内では、土砂災害の危険性がある箇所として、土砂災害警戒区域が106か所指定され、そのうち、土砂災害特別警戒区域が63か所指定されている。



### 具体的な対策

○神田川の水位情報や区内の雨量情報を把握するための水防災監視システムの整備

○ハザードマップを活用した浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の周知

○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設への避難確保計画の策定及び訓練実施の支援

○電気や水道等のライフライン施設の強化 等

## 第4編 南海トラフ地震等防災対策(P277～)

南海トラフ地震等防災対策では、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生するなど、異常な現象が観測され、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における各種対策を掲載

# ぜひご覧ください！！ 防災関連情報一覧

在宅避難に関することや、災害時のごみの出し方等については、以下のQRコードからご確認ください

## 文京区防災ガイド



## 災害時のごみの出し方ガイドブック



## 在宅避難促進リーフレット



## 各種ハザードマップ



## 防災用品あっせんパンフレット

